

「American Rehabilitation」, Vol. 24, No. 1, pp31-43 (1998)

- 7) Novak, J., Mank, D., Revell, G., O'Brien, D.: Chapter 17 - Funding Supported Employment, Supported Employment in Business: Expanding the Capacity of Workers with Disabilities (Wehman, P.), pp269-285, Training Resource Network, Inc. (2001)
- 8) Novak, J., Mank, D., Revell, G., O'Brien, D.: Paying for success: Results-Based Approaches to Funding Supported Employment, The Impact of Supported Employment for People with Significant Disabilities: Preliminary Findings of the National Supported Employment Consortium (Revell, G., Inge, K. J., Mank, D., Wehman, P.), pp25-42 (1999)
- 9) Shafter, M. S.: Chapter 4 - Supported Employment in Perspective: Traditions in the Federal-State Vocational Rehabilitation System, Vocational Rehabilitation and Supported Employment (Wehman, P., Moon, M. S.), Paul H. Brookes Publishing (1988)
- 10) U.S. Department of Education: Office of Special Education and Rehabilitative Services, <http://www.ed.gov/offices/OSERS> (on-line, 2001)
- 11) Rehabilitation Services Administration: <http://www.ed.gov/offices/OSERS/RSA/> (on-line, 2001)
- 12) Rehabilitation Services Administration, Regional Offices:
<http://www.ed.gov/offices/OSERS/RSA/People/ro.htm/> (on-line, 2001)
- 13) State Rehabilitation Agencies: <http://www.jan.wvu.edu/SBSES/VOCREHAB.HTM> (on-line, 2001)
- 14) Virginia Department of Rehabilitative Services: DRS Community Offices,
<http://vadrs.org/Regions/COMMUNITY%20OFFICES.htm> (on-line, 2001)
- 15) Oklahoma Department of Rehabilitative Services: <http://okrehab.org/> (on-line, 2001)
- 16) O'Brien, D., Cook, B.: The Oklahoma Milestone Payment System, <http://www.onenet.net/~home/milestone> (on-line, 2001).
- 17) U. S. Census Bureau, Census 2000 Supplementary Survey: <http://www.census.gov/> (on-line, 2001)

第2節 行政と非営利団体における委託契約システム

米国のサポートド・エンプロイメントシステムにおける最大の特徴は、「委託契約システム(vendorship system)」の採用である^{①②③④⑤⑥}。委託契約システムとは、州の行政が、ジョブコーチによる支援を実施する民間の非営利団体と委託契約を結び、支援に必要な財源を民間の非営利団体に支給して州の行政に代わってサービスを提供してもらうシステムである^⑦。米国では、委託契約システムの採用により、障害のある人々により身近な地域において、一定基準を満たす支援体制が整備されることとなった。サポートド・エンプロイメントは、州の行政と民間の非営利団体における委託契約システムによって、全米各地に急速に拡大したのである。

本節では、行政と民間の非営利団体における委託契約システムについて、①委託契約までの流れ、②委託契約書に含まれる内容、③委託支援費の種類と算定、④委託契約システムの課題、といった4つの側面から概観する。

1. 委託契約までの流れ

(1) 申請の要件

民間の非営利団体が、州のリハビリテーション機関と委託契約を結んでサポートド・エンプロイメントの実施を希望する場合、州による委託契約システム(vendorship system)に申請する。サポートド・エンプロイメント事業における委託契約システムは、申請した民間の非営利団体すべてに認可が下り、委託契約が結ばれるわけではない。申請や認可の要件は、それぞれの州が独自に設定しているが、多くの場合、The Rehabilitation Accreditation Commission (CARF)などの第3者機関による認可を受けていることが前提条件である^⑧。

リハビリテーション認定協会(CARF)は、障害のある人々の自立生活支援や就労支援などを実施する援助機関に対して、サービスの質の管理を行う目的で設置された第三者機関である^⑨。CARFの機能は、わが国でいう「知的障害者福祉協会」や「全国授産施設協議会」が区町村に事務所を設置し、作業所や施設の事業運営に対して定期的に監査や指導を行うというイメージが最も近い。わが国でも、横浜市が作業所の助成や監督を「住宅障害者援護協会」という第三機関に委託し、間接的に管理する例がある。米国においては、州の行政は、CARFやGoodwill Industry Internationalなどの第三者機関に委託し、サービスの質の管理を行っている。

民間の非営利団体は、委託契約システム申請時にCARFの認可を受けるだけではなく、その後も定期的に監査や指導を受け、CARFによる質の基準を満たし続けることが重要である。サポートド・エンプロイメントや就労支援を実施する民間の非営利団体に対するCARFの基準は次のとおりである(表1)。

表1. CARFによるサポートド・エンプロイメント実施団体に対する基準¹⁰⁾

① 利用者及び関係者の意向への配慮
② 施設内外の利便性への配慮やバリアフリー環境の整備
③ 安全衛生面への配慮
④ 人材開発の取り組み
⑤ リーダーシップ育成の取り組み
⑥ 財源の運用計画と管理
⑦ 利用者待遇と支援の質的な成果
⑧ 事業組織体としての質的な成果
⑨ 個別化された支援計画と実施
⑩ 支援内容の記録と管理
⑪ 利用者の権利擁護

CARFによる基準は、サポートド・エンプロイメントやその他の就労支援の実施に関するものだけではない。障害のある人々に対するサービス全般に必要とされる基準を網羅し、支援機関として、組織体として健全な運営を目指すように指導を行う。CARFでは、優秀な人材の育成に特に力を入れており、CARFによる訪問調査には、監査に加えて現場スタッフに対するOJTの要素も含まれている。

(2) 委託契約を結ぶ団体の選定

州のリハビリテーション機関は、サポートド・エンプロイメントの実績を重視し、委託契約を結ぶ民間の非営利団体を認可する。州のリハビリテーション機関は、地域において質の高い支援を実施する民間の非営利団体を数多く見いだし、委託契約を結ぶ必要がある。多くの場合、州のリハビリテーション機関は申請書類に基づき、委託契約を結ぶ団体を選定する。委託契約は1年ごとの更新である。常に支援の質を維持しながら委託契約を結ぶためには、申請書類のみではなく、実際にその団体と連携して機能するリハビリテーションカウンセラーからの現況報告が重要になる。委託契約を結ぶ民間の非営利団体が、委託契約時と同じ、あるいはそれ以上の支援の質を維持するためにも、リハビリテーションカウンセラーは、民間の非営利団体による支援に対し、適宜、監督指導を行うことが重要である。

(3) 州と民間の非営利団体の動き

図1に、委託契約システムにおける州のリハビリテーション機関と非営利団体の動きを示す。障害のある人がサポートド・エンプロイメントの利用を希望する場合、州のリハビリテーション機関に所属するリハビリテーションカウンセラーを訪問し、職業相談を受ける（詳しくは、「第1節 4. サービスの流れ」を参照されたい）。リハビリテーションカウンセラーは、州と委託契約を結ぶ民間の非営利団体の中から、障害のある人一人ひとりに合った支援を実施する団体を選び、州に代わってジョブコーチによる支援を提供してもらう。

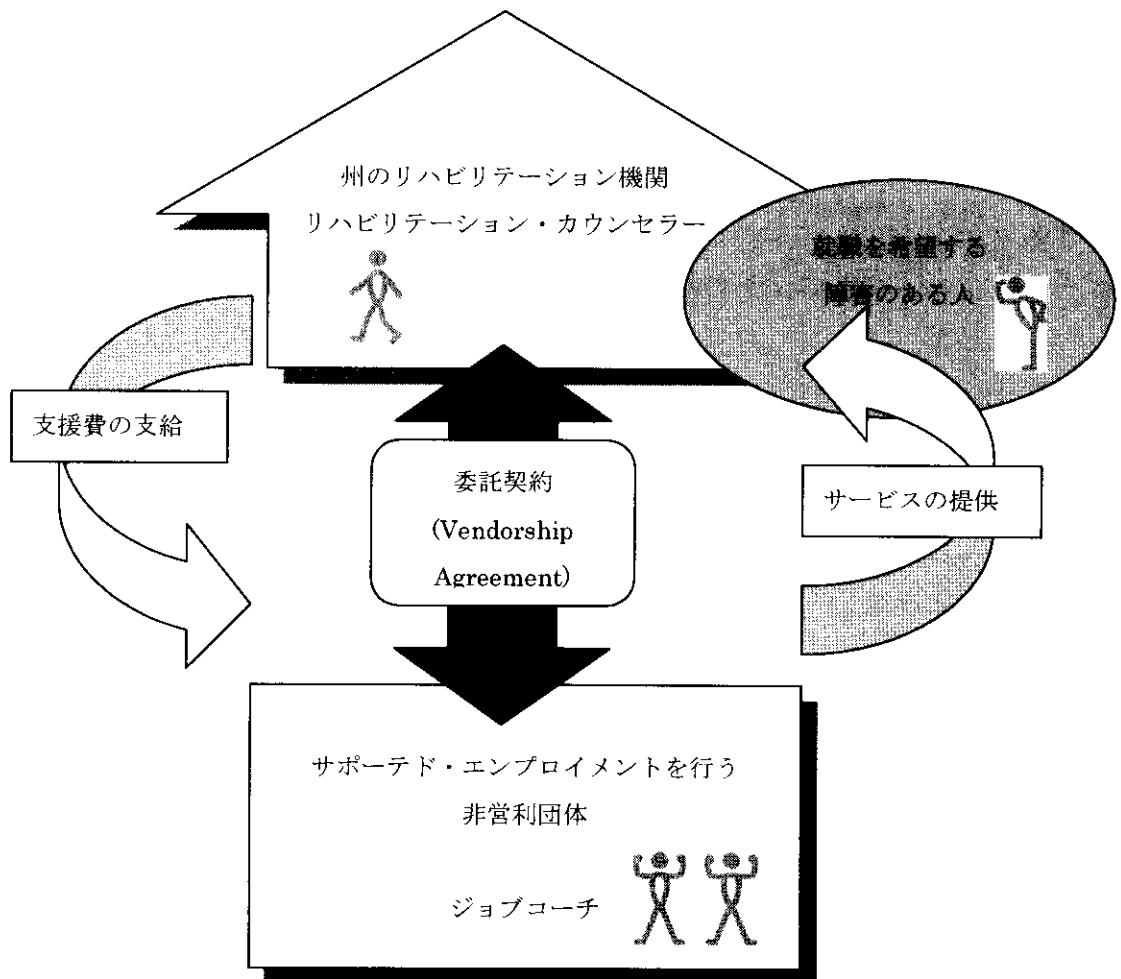


図 6. 委託契約システム

支援を実施する民間の非営利団体は、リハビリテーションカウンセラーに対し、定期的に支援の経過報告を行う。多くの場合、委託契約書には、ケース会議の開催日程や日常の報告方法などが盛り込まれ、民間の非営利団体に所属するジョブコーチは、適宜、リハビリテーションカウンセラーから助言を受けながら支援を実施する。決められた支援が完了すると、支援を実施した団体は委託契約の内容に基づき州のリハビリテーション機関から支援に要した費用の全額、あるいは一部の支給を受ける。

例えば、委託契約の内容に「職場開拓」が含まれる場合、民間の非営利団体に所属するジョブコーチは、障害のある人に対し、一定期間、企業マーケティング、企業訪問、ジョブコーチによる実習、障害のある人による実習などを行い、リハビリテーションカウンセラーに結果を報告する。リハビリテーションカウンセラーは、この報告を受けて、委託契約書に記載された委託支援費の算定方法に基づき、支援に要した費用の全額、あるいは一部を支給する。

2. 委託契約書に含まれる内容

一般に、委託契約を結ぶ州と民間の非営利団体が取り交わす契約書を「委託契約書(vendorship agreement)」という。州によっては、vendorship contract、interagency agreement、あるいは purchase of service (POS) agreement などと呼ばれることがある。委託契約書の例や様式は、多くの州がホームページ上で公開している¹¹⁾。

表2に、ミネソタ州で使用されている委託契約書に含まれる項目を示す¹²⁾。委託契約の内容は、州や支援を実施する団体の実態に応じて若干違いがあるが、一般的に、委託契約書には表2に示す項目が含まれる。

第1に、実施するサポートド・エンプロイメントの概要が記される。例えば対象となる利用者グループや、最終的な支援目標となる就労の形態（個別就労、グループ就労、過渡的就労など）などが記される。

第2に、委託契約を結ぶ上での規約や遵守事項が記される。例えば、州のリハビリテーション機関や支援を実施する団体の機能、役割、義務などが記される。例えば、CARFの認可後も、CARFから定期的な監査や指導を受け、質の高いサービスの提供と維持を心がけることなどが記される。

第3には、「利用者のアセスメント」「職場での支援」などという具体的な事業単位や支援の内容が記される。

第4に、サポートド・エンプロイメントの事業計画と予算について、ジョブコーチの人数や勤務体系、想定される利用者数、委託支援費の概算請求などが記される。

第5に、利用者のインテーク方法や手続きが記される。例えば、州のリハビリテーション機関の相談窓口以外からの紹介を受ける場合、他の非営利団体に所属する利用者から紹介を受ける場合、ジョブコーチによる支援を行う団体が所属の利用者を紹介する場合などが含まれる。

第6に、関係機関と連携を行う際の情報交換の方法が記される。例えば、電話や電子メールなどによる日常的な情報交換に加え、定例ケースカンファレンスの開催、報告書の作成や提出など、具体的方法や期日などが含まれる。

第7に、事業の成果に対する評価の方法が記される。実施した支援に対する評価方法、手続き、報告などが記される。例えば、年間に支援する利用者数など具体的な数値目標を設定する場合や、CARFによる監査や定期訪問を受けるなど、第3機関による評価を課す場合などがある。

第8に、委託支援費の内訳が記される。支援を行う民間の非営利団体が支払い請求する委託支援費の科目は、州との協議に事前に決定され、委託契約書に必ず記される。

表2. 委託契約書に含まれる内容（ミネソタ州の場合）¹²⁾

1. サポートド・エンプロイメント事業概要
2. 規約と遵守事項
・CARFの認可と監査を受ける
3. 事業内容
4. サポートド・エンプロイメント事業計画と予算
5. インテークの方法
6. 州のリハビリテーション機関との情報交換の方法
7. 事業評価の方法
8. 委託支援費の内訳
① インテーク (ドル)
② 利用者のアセスメント (ドル)
③ スキル訓練 (ドル)
④ 職場適応支援 (ドル)
⑤ 職場の開拓 (ドル)
⑥ 職場での支援 (ドル)
⑦ その他 (ドル)

3. 委託支援費の種類と算定

(1) 委託支援費の種類

表2に、委託支援費の種類を示す。委託支援費は金額の算定方法によって、おおまかに分けると2種類ある²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽¹³⁾。一つは、事業対応支援費（Process-Based Funding）、二つめは、実績対応支援費（Result-Based Funding）である²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾。事業対応支援費（Process-Based Funding）とは、サポートド・エンプロイメントの事業単位（例えば、「インテーク」、「利用者のアセスメント」、「職場の開拓」、「職場での支援」、「ナチュラルサポートの形成」など）に応じて、それぞれの事業単位での目標が達成されたかどうかに関わらず、支援に要した経費の全額あるいは一部を支給する方法である²⁾⁽³⁾。

事業対応支援費は、全米で主流な方法だが、委託支援費の算定方法は州ごとに異なる。利用者一人あたりの委託支援費を州全体で一律に設定する州と、支援を実施する非営利団体との協議により委託支援費を個別に設定する州がある⁴⁾。多くの場合、委託支援費は、支援に要した時間に応じて支払われ、時間単位、一日単位、週単位、月単位などで算定されて支給される。州全体で一律の料金を設けている州の委託支援費の平均は、時間単位で換算して1時間あたり25ドル47セントである⁴⁾。一方、民間の非営利団体との協議により委託支援費を設定する州の支援費の平均は、時間単位で換算して1時間あたり31ドル63セントである⁴⁾。

実績対応支援費（Result-Based Funding）とは、支援の成果に基づいて委託支援費を支給する方法である²⁾⁽³⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾。オクラホマ州、テネシー州、ロードアイランド州などで実施され、比較的最近に採用されはじめた委託支援費の種類である。実績に見合った財源の分配を重視する対費用効果の観点から、最近で

は、事業対応支援費からの移行、あるいは、事業対応支援費との折衷システムへの移行を図る州が増えている。サポートド・エンブロイメントをいくつかの支援目標（例えば、「インテーク情報の収集」「職場開拓」「職場での支援」「ナチュラルサポートの形成」など）に分け、支援に要した時間に関わらず、支援目標に達したケースのみに対し、委託支援費が支給される。

表3. 委託支援費の種類

事業対応支援費
Process-Based Funding (PBF)
→事業区分に基づいて委託支援費を支払う
・全米で主流な支払い方法
・一律の委託支援費を設定する州と、民間団体との協議により委託支援費を設定する州がある
・委託支援費は、時間単位、一日単位、週単位、月単位の形で支払われる
州一律料金（時間単位換算）の平均は\$25.47/時間 ^④
協議による料金（時間単位換算）の平均は\$31.63/時間 ^④
実績対応支援費
Result-Based Funding (RBF)
→支援の成果に基づいて委託支援費を支払う
・オクラホマ州、テネシー州、ロードアイランド州などで実施。事業対応支援費から徐々に移行する州が増えている
・オーストラリアでも採用され、米国内外でも注目を集めている

(2) 事業対応支援費の算定方法

表4に、事業対応支援費の算定方法について示す。事業対応支援費は、州が基準とする事業単位の捉え方に応じて、主に3つのタイプに分けることができる^⑤。一つは、「サポートド・エンブロイメント」という事業委託に対して、委託支援費が支払われる場合である。わが国でいえば、かつての「小規模作業所等との連携による職域開発援助事業」がこのタイプに当たる。支援内容の詳細にかかわらず、支援を実施する団体に対し、「委託支援費」が支給される形である。事業対応支援費を採用する州の27.3%^⑥がこのタイプに入り、州による定義に基づいたサポートド・エンブロイメントを実施する民間の非営利団体に対し、支援に要した時間に応じて支援費が支払われる。

二つめは、支払い請求できる事業単位を細分化し、一つの事業単位の実施に要した時間に応じて支援費が支払われる場合である。例えば、上記の「小規模作業所等との連携による職域開発援助事業」において、「利用者のアセスメント」「職場開拓」「職場での支援」など支援内容ごとに事業を細分化し、それぞれの事業単位において支援に要した時間を計算し、委託支援費が決定する形である。事業対応支援費を採用する州の44.3%がこのタイプに入る^⑦。

三つめは、対象となる利用者や事業内容に応じて、ケース・バイ・ケースに算定する場合である。事業対応支援費を採用する州の28.4%がこのタイプに入る^⑧。不定期な助成金や研究費などを受けて、州が財源の分配を行う場合、助成金や研究費の目的に応じて委託支援費の算定を行う。

表4. 事業対応支援費の算定方法³⁾

1 事業委託費が支払われる場合 定義に基づいた事業を行う民間団体に対し、支援にかかる時間に応じて支援費が支払われる	27.3%
1-① 州全体で、1時間ごとに固定された支援費が設定する 1-② 民間団体ごとに、事業コストや標準費（その地域の平均値）を考慮し、1時間ごとの支援費を設定する 1-③ 支援の優先順位、難易度に応じて、障害のある個人やグループごとに、1時間ごとの支援費を設定する（重度加算）	35.1% 43.6% 21.3%
2 細分化された事業単位に対して、支援費が支払われる場合 事業をいくつかの単位に分け、その単位における支援内容に応じて支援費が支払われる	44.3%
2-① 日割り、週割り、月割りで支援費を設定する 2-② 事業単位ごとに州全体で一律の支援費を設定する 2-③ 1年ごとに一定数の事業単位を契約する	18.3% 14.4% 43.1%
3 その他 事業や利用者に応じて臨機応変に算定する場合 ・複数名就労の利用者などに長期的な支援をする支援費の事例 ・サポートド・エンプロイメント立ち上げ助成金の活用事例 ・契約を必要としない財源の活用事例	28.4%

4. 委託契約システムの課題

表5に、事業対応支援費と実績対応支援費の利点と欠点を示す²⁾³⁾⁵⁾⁶⁾。事業対応支援費は、多くの場合、支援によって就職できたか否かに関わらず一定額の委託支援費が保障されているため、受託する民間の非営利団体にとって収入の目安がつきやすく、年間の事業計画を立てやすい。一方、支援に要した時間に対して委託支援費が支払われるため、障害のある人の自立が計画より早く達成された場合、当初、見込まれていた委託支援費が減少する。結果、意図せずとも、実際の支援状況に関わらず、支援の時間や総量が増加するおそれがある²⁾³⁾⁵⁾⁶⁾¹⁴⁾。また、就労の有無に関わらず委託支援費が支払われる所以、対費用効果は低い²⁾³⁾⁵⁾⁶⁾¹⁴⁾。委託支援費の請求のために、支援時間や支援内容の報告書作成など、事務的な手続きが煩雑である¹⁴⁾。

表5. 事業対応支援費と実績支援費の利点と欠点

事業対応支援費 Process-Based Funding (PBF) →事業立てに基づいて委託支援費を支払う <利点> • 成果に関わらず、委託支援費が保障されるので、民間団体にとって年間の事業計画を立てやすい <欠点> • コストがかかるわりに、実績が伸び悩む
実績対応支援費 Result-Based Funding (RBF) →支援の成果に基づいて委託支援費を支払う <利点> • コストパフォーマンスが高い <欠点> • 支援しやすい利用者を選定しがちになる。支援目標を細かく設定し、重度加算をするなど支援費の算定に工夫が必要

実績対応支援費は、支援目標の達成に応じて委託支援費が支払われるため、障害のある人主体の事業展開が望め、事業の対費用効果も高い²⁾⁵⁾⁶⁾¹⁰⁾。一方、支援目標の達成には、ジョブコーチとして質の高い援助技術が必要となり、実績の少ない民間の非営利団体は、目標達成しやすい、あるいは支援しやすい利用者を選定する可能性もある⁶⁾。実績対応支援費がシステムとして軌道に乗るためには、①支援目標となる事業単位を細かく設定する、②特別な配慮が必要な重度の障害のある人に対する委託支援費には重度加算を設ける、③民間の非営利団体においてジョブコーチとして機能する人材養成プログラムを設置する、④州は、研究機関などと連携し、人材養成プログラムを数多く設置できるよう財源を確保する、などの工夫が必要である。

参考文献

- 1) Wehman, P., Kregel, J.: At the Crossroads: Supported Employment a Decade Later, 「Journal of the Association for Persons with Severe Handicaps」, Vol. 20, No. 4, pp286-299 (1995)
- 2) Revell, W. G., West, M., Cheng, Y.: Funding Supported Employment: Are There Better Ways?, 「Journal of Disability Policy Studies」, Vol. 9, No. 1, pp60-79 (1998)
- 3) West, M., Johnson, A., Cone, A., Hernandez, A., Revell, G.: Extended Employment Support: Analysis of Implementation and Funding Issues, Supported Employment Research: Expanding Competitive Employment Opportunities for Persons with Significant Disabilities (Wehman, P., Kregel, J., West, M.), Rehabilitation Research and Training Center on Supported Employment, Virginia Commonwealth University (1997)
- 4) Wehman, P., Revell, G., Kregel, J.: Supported Employment: A Decade of Rapid Growth and Impact, 「American Rehabilitation」, Vol. 24, No. 1, pp31-43 (1998)
- 5) Novak, J., Mank, D., Revell, G., O'Brien, D.: Chapter 17 - Funding Supported Employment, Supported Employment in Business: Expanding the Capacity of Workers with Disabilities (Wehman, P.), pp269-285, Training Resource Network, Inc. (2001)

- 6) Novak, J., Mank, D., Revell, G., O'Brien, D.: Paying for success: Results-Based Approaches to Funding Supported Employment, The Impact of Supported Employment for People with Significant Disabilities: Preliminary Findings of the National Supported Employment Consortium (Revell, G., Inge, K. J., Mank, D., Wehman, P.), pp25-42 (1999)
- 7) Virginia Department of Rehabilitative Services: Chapter 14.1.Purchasing: Department of Rehabilitative Services (DRS) Policy and Procedure Manual: <http://www.vadrs.org/FRS/FRSmanuals/navbar.htm> (on-line, 2002)
- 8) Virginia Department of Rehabilitative Services: Guidelines for Provision of Supported Employment Services and Job Coach Training Services: <http://vadrs.org/essp/downloads/SEQuide.doc> (on-line, 2002)
- 9) The Rehabilitation Accreditation Commission (CARF): Homepage: <http://www.carf.org/CARF/> (on-line, 2002)
- 10) The Rehabilitation Accreditation Commission (CARF): Blueprint for Quality-Conformance to Standards: <http://www.carf.org/EmployCommService/Blueprint.htm> (on-line, 2002)
- 11) State Rehabilitation Agencies: <http://www.jan.wvu.edu/SBSES/VOCREHAB.HTM> (on-line, 2001)
- 12) Minnesota WorkForce Center: Vocational Rehabilitation:
<http://www.mnworkforcecenter.org/rehab/crp/index.htm> (on-line, 2002)
- 13) Revell, W. G., Wehman, P., Kregel J., West, M., Rayfield, R.: Supported Employment for Persons with Severe Disabilities: Positive Trends in Wages, Models and Funding, 「Education and Training in Mental Retardation and Developmental Disabilities」, vol. 29, No. 4, pp256-264 (1994)
- 14) O'Brien, D., Cook, B.: The Oklahoma Milestone Payment System, <http://www.onenet.net/~home/milestone> (on-line, 2001).

第3節 委託契約システムの実際例

州と委託契約を結ぶ民間の非営利団体は、ジョブコーチによる支援を実施後、州から委託支援費を受け取る。サポートド・エンプロイメントにおける委託契約システムは、委託支援費の算定と支給の方法により、「事業対応支援費(Process-Based Funding)」と「実績対応支援費(Result-Based Funding)」の2種類に分けることができる（詳しくは、「第2節 行政と非営利団体との委託契約システム」を参照されたい）。

本節では、サポートド・エンプロイメントの委託契約システムにおける「事業対応支援費」と「実績対応支援費」の実際にについて、①ヴァージニア州における委託契約システム、②オクラホマ州における委託契約システムを例として、その概要を紹介する。

1. ヴァージニア州における委託契約システム

ヴァージニア州において、リハビリテーション行政サービスを管轄する部局は、Virginia Department of Rehabilitative Services (DRS) と呼ばれる。州のサポートド・エンプロイメント事業は、「雇用サービス・特別事業課」Employment Services and Special Programs (ESSP) という部局が担当し、地域にある非営利団体35ヶ所と委託契約を結び、ジョブコーチによる支援を実施する¹⁾（2002年3月現在）。

ヴァージニア州では、「サービス購入システム(Purchase of Services: POS)」と呼ばれる事業対応支援費システムを採用している²⁾。ヴァージニア州における委託契約システムの実際を、①委託契約までの手続き、②委託支援費の算定と支給、③ガイドラインにみる委託契約システムの運用といった3つの視点から概観する。

（1）委託契約までの手続き

ヴァージニア州のガイドライン「サポートド・エンプロイメントガイド(Virginia DRS Supported Employment Guide)³⁾」によると、民間の非営利団体が委託契約システムを結んでサポートド・エンプロイメントの実施を希望する場合、委託契約システム(POSシステム)に申請しなければならない。

ヴァージニア州における委託契約システムは、1年ごとに更新される。更新には、基本的に新規申請と同様の手続きが必要である。ヴァージニア州における委託契約システムにおいて、州は民間の非営利団体が実施した支援について、1年ごとに内容や質を吟味し、対費用効果を検証する。1年ごとに民間の非営利団体による支援を評価した上で、委託契約を結ぶことで、地域におけるジョブコーチによる支援が、一定水準の質を保ちながら、より多く配置できるように配慮する。

表1に、委託契約システムに申請する民間の非営利団体がヴァージニア州に提出する申請書様式の一覧を示す。多くの州と同様に、ヴァージニア州においても、民間の非営利団体は委託契約システムに申請する際に、CARF（リハビリテーション認定協会）からの認可を受け、CARFの基準を満たすことを証明しなければならない。また州は、申請した民間の非営利団体が、サービスや経営方針などにおいて、総合的な質の管理を実施する健全な事業組織体であるかどうかを把握する必要がある。申請には、民間の非営利団体からの自己報告書に加え、第3機関による監査報告書、認定証書、調査報告書などが必要とされる。

表1. ヴァージニア州に提出する申請書様式の一覧⁴⁾

- | |
|--------------------------------|
| ① 外部機関による監査報告書 |
| ② 労働行政サービス、あるいはCARFからの認定証書 |
| ③ 事業評価報告書、またはサービスの質に関する調査結果報告書 |
| ④ 会計報告書 |
| ⑤ 事業報告書 |
| ⑥ スタッフ雇用明細書 |
| ⑦ 予算・決算報告書 |
| ⑧ 事業単位の収支報告書 |
| ⑨ 各種保険証書 |

(2) 支援費の支給と算定

ヴァージニア州におけるPOSシステムは、細分化された事業単位それぞれに対し、支援費が支払われるシステムである。サポートド・エンプロイメント事業を、支援の流れに沿っていくつかの事業単位に分け、それぞれの事業単位における支援内容を考慮し、委託支援費を算定する。

表2に、ヴァージニア州のサポートド・エンプロイメントにおける事業単位を示す³⁾。ヴァージニア州では、サポートド・エンプロイメント事業を4つの事業単位に分けている。州と民間の非営利団体は、委託契約を結ぶ際にそれぞれの事業単位について、委託支援費の支給総額と1時間当たりの支援費単価を協議し、決定する。また、事業単位ごとに支援期日を設定する。それぞれの事業単位の支援が終了後に、委託契約を結ぶ非営利団体は、決められた支給総額と支援期日内であれば、支援に要した時間数に応じた額の委託支援費を受け取ることができる。

表2. ヴァージニア州のサポートド・エンプロイメントにおける事業単位³⁾

- | |
|---|
| ① 職場における利用者のアセスメント (Situational Assessment) |
| ② 職場・職務の開拓 (Job Development) |
| ③ 職の選定・職場での支援 (Job Placement & Training) |
| ④ 繙続的な支援 (Ongoing Support Services) |

(3) ガイドラインにみる委託契約システムの運用

ヴァージニア州では、ヴァージニア・コモンウェルス大学リハビリテーション研究研修センター(RRTC)⁵⁾と連携協力し、サポートド・エンプロイメントの委託契約システムにおける実務者用マニュアルを複数整備している¹⁾⁽³⁾。例えば、「サポートド・エンプロイメントガイド」³⁾によると、①それぞれの事業単位で目指すべき成果、②リハビリテーションカウンセラーの役割と実務、③民間の非営利団体に所属する役割と実務、④事例検討、⑤実務ガイドラインなどが記され、支援経験の少ない非営利団体やジョブコーチでも一定水準の支援を実施できるように配慮されている。

また、⑤実務ガイドライン(Guidelines for Provision of Supported Employment Services and Job Coach Training Services)⁶⁾では、それぞれの事業単位における支援内容、州による評価基準、報告書様式などが含まれ(表3)、委託契約システムにおいて、実際に支援を担当するジョブコーチが行うべき具体的な

実務を示している。

表3. サポートド・エンプロイメントガイドライン（抜粋）⁶⁾

① 支援内容
(a) シチュエーショナル・アセスメント
(b) 職場開拓・職務開発
(c) 職場での支援
(d) ジョブコーチ付きのマンツーマンによる支援
(e) 継続的な支援
(f) 過渡的な雇用形態での支援
② 支援の成果に対する評価の基準
・(a)～(f)について、それぞれ報告書様式を提出する
③ 委託支援費の受け取りのための手続き
・ 報告書の提出
・ 支援に要した費用の算出

2. オクラホマ州における委託契約システム

オクラホマ州において、リハビリテーション行政サービスを管轄する部局は、Oklahoma Department of Rehabilitative Services (DRS)と呼ばれる。オ克拉ホマ州の DRS は、地域にある非営利団体 67ヶ所と委託契約を結び、ジョブコーチによる支援を実施する⁷⁾（2002年3月現在）。

オクラホマ州では、マイルストーン・システム(Milestone Payment System)と呼ばれる実績対応支援費システムを採用している⁸⁾⁹⁾。オクラホマ州における委託契約システムの実際を、①「マイルストーン（到達点）」、②委託支援費の算定と支給、③委託契約書にみる委託契約システムの運用といった3つの視点から概観する。

(1) 「マイルストーン（到達点）」

オクラホマ州におけるマイルストーン・システムは、サポートド・エンプロイメントの支援の流れにおいて、マイルストーン（到達点）という達成すべき支援課題をいくつか設定する⁸⁾⁹⁾。オクラホマ州では、以下の6つのマイルストーン（到達点）を、委託契約を結ぶ非営利団体が達成すべき主な支援課題としている。

- ① アセスメントと計画作成(Assessment & Planning)
- ② 職場の決定(Placement)
- ③ 4週間の就労継続(4-Week Retention)
- ④ 10週間の就労継続(10-Week Retention)
- ⑤ 就労の安定継続(Stabilization)
- ⑥ 支援終了(Closure)

図1に、マイルストーンと支援の流れを示す。図1の円柱で示された①～⑦が、マイルストーン（到達点）である。それぞれのマイルストーン（到達点）ごとに、詳細な達成基準が設定され、州は、非営利団体による支援の成果を客観的に評価することができる。

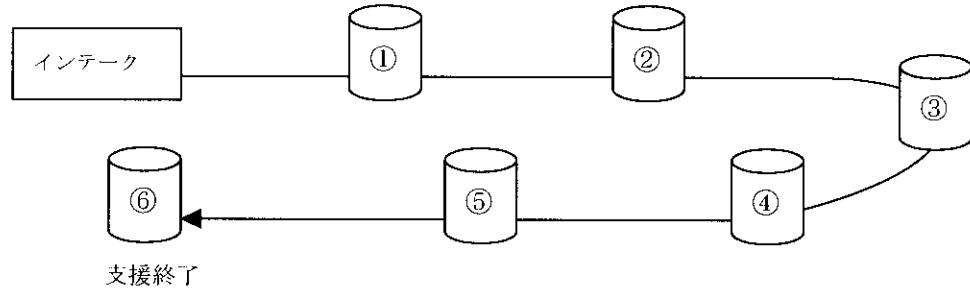


図1. マイルストーンと支援の流れ

(2) 委託支援費の算定と支給

オクラホマ州では、州と非営利団体が委託契約を結ぶ際、障害の種類や程度を考慮し、障害のある人一人に対する委託支援費の総額を決める。非営利団体は、それぞれのマイルストーン（到達点）を達成した際に、委託支援費の一部を受け取ることができる。表4に、各マイルストーン（到達点）において支給される委託支援費の割合を示す。

例えば、発達障害のある人ひとりに対し、最大 6,000 ドルの委託支援費を支給するという委託契約の場合、非営利団体による支援が「障害のある人のインテークからアセスメント、就労支援計画の作成」まで完了すると（表4①）、支給総額の 10%にあたる 600 ドルの委託支援費を受け取ることができる。また、就労状況が安定し、「ジョブコーチによる支援を終了」とする場合（表4⑦）、支給総額の 25%にあたる 1,500 ドルの委託支援費を受け取ることができる。

表4. マイルストーンプログラムによる委託支援費の支給

マイルストーン（到達点）	支給の割合	
	精神障害のある利用者	発達障害のある利用者
①アセスメントと計画作成 (Assessment & Planning)	10%	10%
②職業準備訓練 (Vocational Preparation)	10%	
③職場の決定 (Placement)	10%	15%
④4週間の就労継続 (4-Week Retention)	20%	15%
⑤10週間の就労継続 (10-Week Retention)		15%
⑥就労の安定継続 (Stabilization)	20%	20%
⑦支援終了 (Closure)	30%	25%

オクラホマ州の場合、委託支援費の支給額は、州と非営利団体が協議し、決定するため、非営利団体によってさまざまである。表5に、一例として、A地域精神保健センターが、障害のある人ひとりにつき受け取った委託支援費の一覧を示す。マイルストーン・システムにおける委託支援費に共通する点は、①就労後の支援に加え、アセスメントや職場開拓など、就労前の支援が重視され、委託支援費が支払われること、②これまで就労の機会がほとんどなかった人、特別な配慮を要する人を支援する場合、基準の委託支援費に重度加算の支給があることである。

表5. A地域精神保健センターの委託支援費の支給額一覧⁹⁾

マイルストーン（到達点）	基本の支給額 (重度の場合)
①アセスメントと計画作成 (Assessment & Planning)	\$500 (\$500)
②職場の決定(Career Placement)	\$650 (\$850)
③職場での支援(Job Site Training)	\$700 (\$1100)
④職場からのフェーディング (Job Site Fading)	
⑤就労継続(Stabilization)	\$1400 (\$2000)
⑥18ヶ月以降の支援への移行 (Transition to Extended Supports)	\$2000 (\$2700)
⑦支援終了(Closure)	\$2000 (\$2700)
⑧個人経営・キャリアアップ支援 (Independent Employment & Career Placement)	
利用者1名に対する総額	\$5250 (\$7150)

（3）委託契約書にみる委託契約システムの運用

マイルストーン・システムでは、マイルストーン（到達点）に至らないケースについては委託支援費が支給されないため、民間の非営利団体が障害の軽い人や到達点に達しやすい人に偏って支援を行うおそれがある。マイルストーン・システムが機能するためには、①重度の障害のある人を支援するというサポートド・エンプロイメントの理念の周知、②マイルストーン（到達点）を達成する援助技術を持つジョブコーチの養成、③州のリハビリテーションカウンセラーと非営利団体に所属するジョブコーチの役割・機能の明確化といった3つの点が鍵となる⁸⁾。

オ克拉ホマ州におけるマイルストーン・システムの運用上の工夫は、委託契約書の内容にもみることができる。表6に、州とA地域精神保健センターが結んだ委託契約書の内容を示す。第1に、支援の対象となる利用者層が明記され、マイルストーン（到達点）を達成しやすい利用者に偏って支援することのないように配慮されている。第2に、支援の実施において、州のリハビリテーションカウンセラーと非営利団体が遵守すべき内容が明記され、それぞれの役割や機能が明確に示されている。第3に、オ克拉ホマ州は、マイルストーン・システムに携わる関係者に対するスタッフ研修を無償で実施している。支援の成果を重視するマイルストーン・システムが機能するためには、高い援助技術を持つジョブコーチの養成が不可欠である。オ克拉ホマ州は、オ克拉ホマ大学と連携協力し、実際にジョブコーチをする

人材に対し、マイルストーンを達成する援助技術と方法論を伝える研修機会を数多く設定し、無償で提供している。

表6. A地域精神保健センターの委託契約書（抜粋）

DRS と A 地域精神保健センターの委託契約書（抜粋）	
開始日 1999/7/1 終了日 2000/6/30	
1. A 地域保健センターに対する委託支援費の総額は最大 100,000 ドルとする（1 ドル=120 円換算で約 1,200 万円）	
2. 対象利用者は、DRS やその他の公的機関で判定を受けた、重度、あるいは慢性的な精神疾患のある人とする	
3. 事業の概要 <ul style="list-style-type: none">・ リハビリテーションカウンセラーは、ケースワーク全体を掌握する・ サポートド・エンブロイメントの定義は、リハビリテーション関連法規に準ずる	
4. 規約と遵守事項	
A 地域精神保健センターは以下を遵守する	
① 利用者情報をデータベースし、毎月、電子メールで報告する	
② 委託支援費の請求には、毎月、所定の報告書を提出する	
③ 四半期に一度、定例ケースカンファレンスに参加する	
④ スタッフ研修に参加する	
⑤ 委託契約書を締結後、45 日以内に個別支援計画書を提出する	
⑥ 四半期に一度、個別支援報告書を提出する	
⑦ 技術支援協力依頼書を提出する（他機関と連携しての事業運営を希望する場合のみ）	
DRS は以下を遵守する	
① 州の「地域支援課」と協力し、A 地域精神保健センターに対し、直接的に、あるいは間接的に技術支援を提供する	
② オクラホマ大学地域公開プログラムによるスタッフ研修を無償で提供する	
5. インテークの基準と方法	
6. 委託支援費の請求額（表 5）	

参考文献

- 1) Virginia Department of Rehabilitative Services, Employment Services and Special Programs: Employment Services Organizations Interactive Directory Employment Vendors, <http://www.vadrs.org/essp/dbconn/GenericList.asp> (on-line, 2001)
- 2) Virginia Department of Rehabilitative Services, Employment Services and Special Programs: Purchase of

Services (POS) Application, <http://www.vadrs.org/essp> (on-line, 2001)

- 3) Virginia Department of Rehabilitative Services: Virginia DRS Supported Employment Guide, <http://vadrs.org/essp/downloads/SEQuide.doc> (on-line, 2002)
- 4) Virginia Department of Rehabilitative Services, Employment Services and Special Programs: POS Web Forms, <http://www.vadrs.org/essp> (on-line, 2001)
- 5) Virginia Commonwealth University: <http://www.worksupport.com> (on-line, 2002)
- 6) Virginia Department of Rehabilitative Services: Guidelines for Provision of Supported Employment Services and Job Coach Training Services, <http://www.vadrs.org/essp/downloads/SEQuide.doc> (on-line, 2002)
- 7) Oklahoma Department of Rehabilitative Services: <http://okrehab.org/> (on-line, 2001)
- 8) Novak, J., Mank, D., Revell, G., O'Brien, D.: Paying for success: Results-Based Approaches to Funding Supported Employment, The Impact of Supported Employment for People with Significant Disabilities: Preliminary Findings of the National Supported Employment Consortium (Revell, G., Inge, K. J., Mank, D., Wehman, P.), pp25-42 (1999)
- 9) O'Brien, D., Cook, B.: The Oklahoma Milestone Payment System, <http://www.onenet.net/~home/milestone> (on-line, 2001).

第4節 サポートド・エンプロイメントの財源システム

委託契約システムによるサポートド・エンプロイメントでは、州の行政が質の高い支援を実施する民間の非営利団体と数多く委託契約を結ぶことが重要である。州の行政が委託契約システムにおいて活用する財源は、リハビリテーション行政システムからの財源とリハビリテーション行政システム以外からの財源の2種類である。州の行政は、これらの財源を委託支援費として民間の非営利団体に分配する。

本節では、サポートド・エンプロイメントの財源システムについて、①リハビリテーション行政システムからの財源、②リハビリテーション行政システム以外の財源といった2つの側面から概観する。

1. リハビリテーション行政システムからの財源

(1) 財源の分配方法

米国の連邦政府からの財源は、州のリハビリテーション行政に分配される方法により、以下の2種類に分けられる¹⁾。

- ① 定率予算(formula fund)¹⁾
- ② 任意予算(discretionary fund)¹⁾

(連邦政府からの財源の種類)

「定率予算(formula fund)」とは、州の人口、財政状況、その地域固有のサービスニーズなどを考慮し、設定された比率一覧と計算式に基づき、全米50州とすべての地域に対し、毎年固定額が支給されるシステムである。州のリハビリテーション行政にとって、定率予算による連邦助成金は、予算総額や比率、計算式の変更がない限り、安定した支給が見込まれ、州のサポートド・エンプロイメント事業における主な財源である。

「任意予算(discretionary fund)」とは、州の申請に基づき、支給されるシステムである。任意予算による連邦助成金の受給を希望する州は、州プランに加え、連邦助成金の申請書式を提出する。任意予算は、これらの申請が認可された場合のみに支給され、州の申請内容によって支給額はさまざまである。

(2) 1986年リハビリテーション改正法に基づく助成金

サポートド・エンプロイメントの委託契約システムにおいて、州のリハビリテーション行政が活用する財源の多くは、1986年リハビリテーション改正法²⁾に基づく、リハビリテーション行政システムからの財源である。表1に、1986年リハビリテーション改正法に基づく連邦助成金と財源の種類の一覧を示す。

表1. 1986年リハビリテーション改正法に基づく連邦助成金

連邦助成金の種類	該当条項	財源の種類
① 州のリハビリテーション一般予算 (State Rehabilitation General Revenue)	第1項 (Title I)	任意予算
② 州の職業リハビリテーション事業助成金 (Vocational Rehabilitation State Grants Program) ※サポートド・エンプロイメントに限らず、職業リハビリテーション行政サービス全般に充当することができる	第1項 (Title I)	任意予算
③ 州の組織改革助成金 (State System Change Fund) ※サポートド・エンプロイメント立ち上げ助成金として活用される	第3項 (Title III)	任意予算
④ 州のサポートド・エンプロイメント事業助成金 (Supported Employment State Grants Program) ※サポートド・エンプロイメントのみに充当することができる	第6項C条 (Title VI, Part C)	定率予算

表1①、②、③に示すように、1986年リハビリテーション改正法第1項や第3項に基づく連邦助成金は、申請が受理された州のみが支給を受けることができる任意予算(discretionary fund)である。これらの連邦助成金の支給を希望する州は、独自のサービスニーズを反映させた州プランをリハビリテーション管理課(Rehabilitation Services Administration)に提出する。リハビリテーション管理課によって州プランが受理されると、申請の内容に応じて支給額が決定される。

「州のリハビリテーション一般予算(表1①)」は、第1項に基づき、サポートド・エンプロイメントに限らず、リハビリテーションサービスや地域生活に関わる幅広いサービスに対して支給される助成金である。「州の職業リハビリテーション事業助成金(表1②)」とは、第1項に基づき、サポートド・エンプロイメントに限らず、職業リハビリテーション行政サービス全般に活用することができる助成金である。

「州の組織改革助成金(表1③)」とは、第3項に基づき、州のサポートド・エンプロイメント事業の円滑な運営システムづくりのために活用される助成金である。例えば、州の行政サービス部局どうしが連携するためのシステムづくりや、新たにサポートド・エンプロイメントを立ち上げる非営利団体を助成するシステムづくりに活用される。

一方、表1④に示す第6項C条に基づく連邦助成金は、決められた比率に基づき全米の州と地域に支給される定率予算(formula fund)である。「サポートド・エンプロイメント事業助成金(表1④)」とは、サポートド・エンプロイメントのみに活用できる助成金であり、州のサポートド・エンプロイメント事業費の多くは、この助成金に依るところが大きい。

(3) 連邦助成金の総額と配分

連邦政府レベルでみると、1986年リハビリテーション改正法に基づく連邦助成金の総額は、1990年度の実績によると、2億8926万6831ドル、日本円にして約347億1201万9720円(1ドル=120円換算)であった³⁾。図1に、1990年度の実績に基づく、各連邦助成金の支給額と配分の割合を示す³⁾。州のリハビリテーション行政は、定率予算にあたる「サポートド・エンプロイメント事業助成金」を主な財源とし、補助的な財源として任意予算にあたる「リハビリテーション一般予算」「職業リハビリテーション事業助成金」「組織改革助成金」を活用する(図1)。

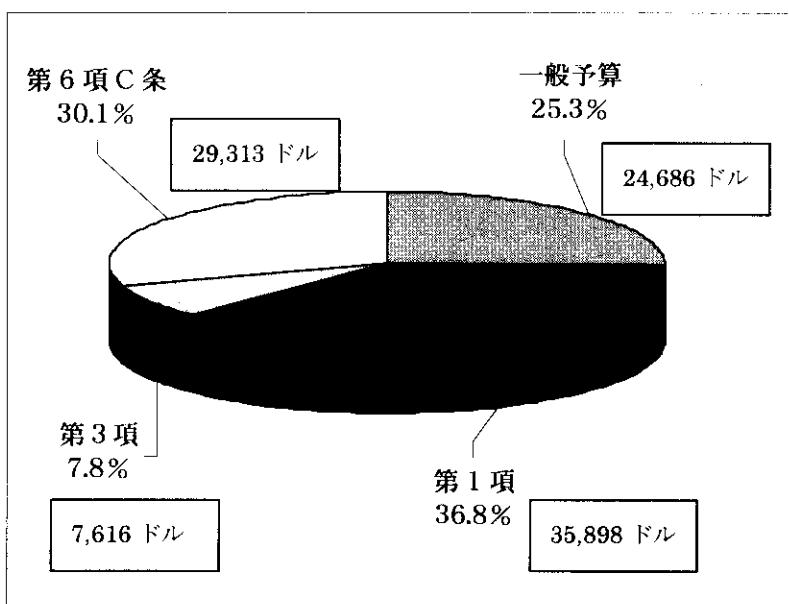


図1. 連邦助成金の支給額と配分（1990年度実績）³⁾

(4) サポートド・エンプロイメント事業助成金

定率予算である「サポートド・エンプロイメント事業助成金」の設置により、州のリハビリテーション行政は、連邦政府から毎年、サポートド・エンプロイメント事業のみに活用できる固定額の財源を得る。米国における委託契約システムは、「サポートド・エンプロイメント事業助成金」の設置により、安定財源が確保され、全米各地に州に代わって支援を実施する民間の非営利団体が増えた。

表2に、「サポートド・エンプロイメント事業助成金」の概要を示す。